

# 柳川市ブロック塀等撤去費補助事業

## 【概要】

地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保を目的に、ブロック塀等撤去を行う者に対し、「柳川市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱」を定め補助金を交付する。

## ○補助対象者

次の全てに該当するもの

- ・ブロック塀等の所有者または管理者
- ・同一敷地において、過去にブロック塀等の撤去の補助金を受けたことがないこと（1回限り）
- ・本市の市税を滞納していないこと
- ・暴力団の構成員でないこと

## ○対象となるブロック塀

次の全てに該当するもの

- ・避難路に面する高さ 1 メートル以上のブロック塀等  
※避難路・・・住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る私道を除く経路  
※ブロック塀等・・・補強コンクリートブロック造又は組積造（れんが造、石造等）の塀  
(門柱・フェンス・門扉・土留め部分の撤去は補助対象外)
- ・ブロック塀等の診断カルテで40点未満のもの

## ○補助対象工事

次のいずれかに該当するもの

- ・上記ブロック塀等の全てを撤去する工事
- ・上記ブロック塀等の一部を撤去する場合は、次の要件を全て満たすもの
  - 工事完了後、ブロック塀等の高さが 1.2 メートル以下となるもの（避難路面からの高さ）
  - 工事完了後、ブロック塀等の診断カルテで 70 点以上となるもの
  - 道路幅員 4 メートル未満の場合で、一部撤去する場合は補助対象外となる

## ○補助金の額

- ・撤去費用の 3 分の 2 （最大 16 万円）

※撤去費の補助を受けるためには、いくつかの条件がありますので、都市計画課の職員が現地調査にお伺いさせていただき、補助制度について説明させていただきます。  
危険なブロック塀の撤去を計画している方は、撤去工事に着手される前に都市計画課建築係へ問い合わせください。

## 【お問い合わせ】

柳川市 都市計画課 建築係  
TEL : 0944-77-8544

- ・交付申請前に柳川市と事前協議が必要です。
- ・工事請負契約する前に交付申請を行い、交付決定を受けて下さい。交付決定前に契約した場合、補助金が出ません。

## ブロック塀等撤去費補助金 補助金交付手続きフロー

